

○沖縄市企業立地促進条例施行規則

(昭和 63 年 3 月 31 日規則第 23 号)

改正 平成 9 年 3 月 5 日規則第 2 号 平成 12 年 3 月 24 日規則第 14 号
平成 13 年 7 月 6 日規則第 18 号 平成 14 年 3 月 31 日規則第 24 号
平成 15 年 6 月 27 日規則第 20 号 平成 16 年 10 月 20 日規則第 34 号
平成 19 年 3 月 30 日規則第 33 号 平成 24 年 3 月 31 日規則第 2 号
平成 24 年 12 月 21 日規則第 36 号 平成 25 年 3 月 29 日規則第 25 号
平成 25 年 12 月 20 日規則第 37 号 平成 27 年 1 月 5 日規則第 1 号
平成 30 年 3 月 13 日規則第 8 号 令和 3 年 3 月 31 日規則第 13 号
令和 4 年 3 月 17 日規則第 5 号 令和 4 年 11 月 7 日規則第 68 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、沖縄市企業立地促進条例(昭和 63 年沖縄市条例第 23 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(雇用奨励金の交付の対象者等)

第 2 条 条例第 3 条に規定する雇用奨励金の交付の対象者及びその額は、別表第 1 において、優遇措置対象者の欄各号のいずれにも該当する者とし、その額は優遇措置の額の欄のとおりとする。

(優遇措置申請書)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項に規定する申請書は、別表第 2 に掲げる優遇措置の区分に応じた申請書(様式第 1 号又は様式第 2 号)とし、その提出期限は同表のとおりとする。

(優遇措置の決定の通知)

第 4 条 市長は、前条によって申請のあった事項等優遇措置の適用要件を審査し、その措置を決定したときは、遅滞なく決定通知書(様式第 3 号又は様式第 4 号)により、申請のあった者に対して通知しなければならない。

(雇用奨励金の交付請求)

第 5 条 雇用奨励金の交付の請求をしようとする者は、市長に交付請求書(様式第 5 号)を提出しなければならない。

(申請事項等の変更の届出)

第 6 条 条例第 9 条の規定による届出は、申請事項等変更届出書(様式第 6 号又は様式第 7 号)によってしなければならない。

(優遇措置の取消等の通知)

第 7 条 市長は、条例第 10 条の規定により、優遇措置を取り消したとき、又は停止したときは、遅滞なく取消等通知書(様式第 8 号又は様式第 9 号)により、優遇措置を受けている者に対して、通知しなければならない。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに第 3 条に規定する固定資産税課税免除申請書の提出期限が到来したこととなる場合における当該課税免除申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して 30 日以内とする。

附 則(平成 9 年 3 月 5 日規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 24 日規則第 14 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 7 月 6 日規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 31 日規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 6 月 27 日規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 16 年 10 月 20 日規則第 34 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 33 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 31 日規則第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別表 1 に定める要件を具備していた者に係る雇用奨励金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 12 月 21 日規則第 36 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 25 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 20 日規則第 37 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 1 月 5 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 13 日規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 13 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 17 日規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 11 月 7 日規則第 68 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

優遇措置の名称	優遇措置対象者	優遇措置の額
雇用奨励金	(1) 市内における操業開始の日から 3 年以内の者 (2) 期限の定めのない雇用契約を結んだ市内在住者 を新たに雇用した者 (3) 当該市内在住者を社会保険に加入させている者 (4) 当該市内在住者を 180 日以上継続して雇用して いる者 (5) 市税の滞納がない者 (6) 情報通信産業、情報通信技術利用事業、製造業 等若しくは産業高度化・事業革新促進事業を行う者 又は観光地形成促進地域対象施設若しくは国際物流 拠点産業集積地域で事業を行う者	従業員 1 人につき 1 回限り 10 万円とする。ただし、1 企業につき 1 千万円を限度 とする。

別表第2(第3条関係)

優遇措置の区分	申請書	申請書の提出期限
雇用奨励金の交付	雇用奨励金交付申請書 (様式第1号)	操業開始の日から3年以内
固定資産税の課税免除	固定資産税課税免除申請書 (様式第2号)	課税年度の最初の日の属する年の1月31日

様式第1号(第3条関係)

雇用奨励金交付申請書
[別紙参照]

様式第2号(第3条関係)

固定資産税課税免除申請書
[別紙参照]

様式第3号(第4条関係)

雇用奨励金交付申請に対する決定通知書
[別紙参照]

様式第4号(第4条関係)

固定資産税課税免除申請に対する決定通知書
[別紙参照]

様式第5号(第5条関係)

雇用奨励金交付請求書
[別紙参照]

様式第6号(第6条関係)

雇用奨励金交付の申請事項等変更届出書
[別紙参照]

様式第7号(第6条関係)

固定資産税課税免除の申請事項等変更届出書
[別紙参照]

様式第8号(第7条関係)

雇用奨励金交付適用の取消等通知書
[別紙参照]

様式第9号(第7条関係)

固定資産税課税免除の取消等通知書
[別紙参照]